

犯罪被害者等基本計画骨子案（２）保留事項 について

3 居住の安定（基本法第16条関係）

（１） 公営住宅への優先入居等

イ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

〔国土交通省意見〕

イ 政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。【内閣府・国土交通省】

〔内閣府意見〕

原案どおりとしたい。

〔理由〕

第2回検討会において、「被害者が希望したときには速やかな引越し等の支援や、転居などを余儀なくされた被害者への住宅斡旋など便宜を図る。」という性暴力等被害者からの要望について、国土交通省の職員たる構成員より、公共賃貸住宅インフォメーションの整備に関する説明がなされたことを受け、構成員から「インフォメーションがインターネットで引けるということだが、おそらく事件直後、あるいはその後しばらくの被害者というのは、そういうところに積極的にアクセスできないから、例えば警察と協調されて、警察の方で配られるときに同じようなインフォメーションをもっと積極的に出していきたいと思う。パンフレットを一緒に入れるとか、いろいろなことができると思う。」旨の発言があったことを踏まえ、国土交通省において、警察庁及び法務省と十分に連携し、自ら積極的に公営住宅への入居に関する情報にアクセスできない犯罪被害者等に対して、被害直後から公営住宅への入居に関する情報提供を行うことをとりまとめたものが原案である。

国土交通省意見にある「犯罪被害者等への一元的な情報提供体制」が具体的にどのような内容を意味するのか明らかでないが、犯罪被害者等への情報提供体制の在り方がどのようなものとなるろうとも、公営住宅への入居に関する情報提供について、公営住宅及びその共同施設の管理及び処分に関することを所掌する国土交通省が第一義的に責務を負うべきであること

に変わりはないものと思料する。犯罪被害者等への情報提供体制の在り方は、基本法第11条に関し、いわゆるたらい回しや重複説明を求められるといった犯罪被害者等の負担が解消され、必要な説明が全国のどの地域でも得られるような窓口の在り方として議論されるべきであるが、そのような窓口が実現した場合であっても、各省庁において、所掌事務に係る情報を責任をもって犯罪被害者等に提供することは当然の前提であり、個々の施策について所管省庁が情報提供をする義務を免除するものではないはずである。

よって、原案どおりとすることとし、国土交通省意見にある「犯罪被害者等への一元的な情報提供体制」については、別途、議論すべきものと思料する。

〔国土交通省再意見〕

〔国土交通省意見〕のとおり、修正されたい。

〔内閣府再意見〕

原案どおりとしたい。

〔理由〕

犯罪被害者等基本計画骨子案（２）保留事項 について

4 雇用の安定（基本法第１７条関係）

（２） 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

被害回復のための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、１年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

〔内閣府案〕

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、１年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【厚生労働省】

（理由）

１． 取りまとめ省庁が必要な理由

犯罪被害者等基本計画検討会において、[今後講じていく施策]のうち、今後の検討に委ねたものについては、検討の方向性を明示し、検討の期限を設け、検討を行う省庁を明らかにしてきている。検討に当たっては、複数の省庁間での施策の調整に関わるものを除き、当該施策に最も関係の深い省庁が、関連のある省庁等から必要な協力を得て取りまとめることとしてきており、「被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討」についても同様とするべきと考える。

２． 厚生労働省を取りまとめ省庁とする理由

「被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討」については、犯罪等の被害に遭った労働者が、治療のための通院や裁判への出廷等のために欠勤したりすることによって、仕事を辞めざるを得なくなる場合が少なくないことから、被害回復にかかる期間休職できる制度を導入してほしいとの要望に基づき検討するものであり、犯罪等の被害に遭った労働者を保護しようとするものである。

厚生労働省では、労働条件に関することや労働者の保護に関することを所掌としている上、年次有給休暇等について規定する労働基準法（第３９条等）や育児・介護休業法などを所管し、アニバーサリー休暇、リフレッシュ休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇等様々な法定外休暇についても取得促進や制度の普及・拡大を推進していること

から、警察庁及び法務省に必要な協力を求めとりまとめを行うべきと考える。

なお、内閣府としても必要な協力には当然応ずる所存であるが、現状において、警察庁及び法務省のように協力の必要性を示す明確な事情が見当たらず、また、第3回検討会での議論のとおり、内閣府に関して、厚生労働省が検討に加わるべきとした根拠（所掌事務）は存在していないことから、上記の案としている。